

埼玉県マスコット使用取扱規程

平成17年1月	1日	制定
平成18年4月	1日	改正
平成21年4月	1日	改正
平成22年4月	1日	改正
平成27年2月17日		改正
令和3年4月	1日	改正
令和7年3月31日		改正

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県のマスコット「コバトン」及び「さいたまっち」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人もマスコット（コバトン・さいたまっち・コバトン&さいたまっち）公式デザイン集（以下「デザイン集」という。）に定めたマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 埼玉県やマスコットの品位やイメージを傷つけ、又はそのおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又はそのおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、思想、政党、宗教団体を支援又は公認もしくは批判しているような誤解を与え、又はそのおそれのあるとき。
- 五 他者を誹謗中傷、侮辱する、又はそのおそれのあるとき。
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- 七 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 八 その他、その使用が不適當であると知事が判断したとき。

(使用承認)

第3条 営利を目的としてデザイン集に定めたマスコットを使用する場合には、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合、その内容が前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。
- 3 前項の承認は、マスコット使用承認書（様式第2号）をもって行う。
- 4 使用できる期間は、最長で2年間とする。
- 5 知事は、使用承認に際し、必要に応じて条件を付することができる。
- 6 承認を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 一 承認された用途のみに使用すること。

- 二 承認された期間のみ使用すること。
- 三 承認に係る権限を第三者に譲渡し、又は貸出ししないこと。
- 四 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 五 四半期ごとに「埼玉県マスコット使用商品等販売状況」（様式第3号）を提出すること。

第4条 次の各号に掲げる方法でマスコットを使用する場合には、営利を目的としない場合であっても、前条第1項の方法により、知事の承認を受けなければならない。

- 一 立体物（ぬいぐるみ等、マスコットそのものを立体にすることをいう。（以下「立体物」という。））を製作する場合
 - 二 公開することを目的としてマスコットを使用した動画（着ぐるみ、アニメーション、3D映像等）を製作する場合
- 2 前項によるマスコットの使用についても、第2条各号に該当する場合は使用することができない。

（承認内容の変更）

第5条 第3条の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、第3条及び第7条を遵守しなければならない。

（使用の禁止）

第6条 次の各号に掲げる方法によるマスコットの使用は認めない。

- 一 目的の如何を問わず、LINEスタンプやスマートフォン用壁紙などのデジタルコンテンツを製作すること。ただし、県の事業等に供するため、第3条の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 二 営利を目的とした立体物の製作をすること。ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。

（使用上の遵守事項）

第7条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 目的の如何を問わず、使用するデザインは、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
- 二 「コバトン」については、「埼玉県マスコット「コバトン」」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「埼玉県 2005」、「コバトン」、「KOBATON」又は「K o b a t o n」の表記をもって代えることができる。
- 三 「さいたまっち」については、「埼玉県マスコット「さいたまっち」」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「埼玉県 2014」、「さいたまっち」、「SAITAMATCH」

又は「Saitamatch」の表記をもって代えることができる。

四 前3号の規程については、知事が認めた場合はこの限りでない。

五 「さいたまっち」については、商品及びその販促物（ポップ、ホームページなど全て含む）に、「テレビ朝日」「バナナTV」「バナナマン」など第三者の権利を侵害するおそれのある表記をしてはならない。

六 商標登録出願を行わないこと。

（違反等に対する取扱い）

第8条 第3条の承認を受けた者が、第7条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 マスコットを使用している者（第3条の承認を受けた者を除く。）が、第7条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

（責任の制限）

第9条 マスコットを使用する者が、使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

（使用の非独占性等）

第10条 この規程によるマスコットの使用は、使用する者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマスコットを使用する権利を認めるものではなく、また、使用する者や使用対象物等について、知事が推奨を行うものではない。

（補則）

第11条 この規程に定めるものの他、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記

使用例



埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県マスコット「さいたまっち」

様式第2号（第3条、第5条関係）

マスコット使用承認書

様

埼玉県知事（公印省略）

付けで申請のありましたマスコットの使用については、下記
のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）マスコット使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）埼玉県マスコット使用規程を遵守すること。
- （3）使用期間中は四半期ごとに「商品等販売状況報告書（様式第3号）」を提出すること

※

2 承認番号

第 号

3 許可期間 ～

様式第3号（第3条関係）

埼玉県マスコット使用商品等販売状況報告書（ コバトン ・ さいたまっち ）

* 使用するマスコットにチェックを入れること

承認番号 _____ 第 _____ 号

使用者（名称・代表者名） _____

担当者名・電話番号 _____

使用 方 法	商品の品種・種類	商 品 名	販 売 期 間	販 売 総 額	内 訳 (単価及び販売数量)	販 路	備 考
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他()	

※四半期ごとの状況をまとめ、四半期終了翌月10日（1/10,4/10,7/10,10/10）までに提出すること。

様式第4号（第5条関係）

マスコット使用変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）